

J R 東海労幹関西地「申」第 5 号  
2 0 2 1 年 7 月 2 9 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

### 「8月分の勤務の空欄指定」に関する緊急申し入れ

7月19日の大阪第一・第二運輸所運転科の「8月分の運転計画見直しに伴う8月分の勤務指定方について」の掲示で予備月となる者は、休日及び休暇、研修、出張等を除き一旦空欄で発表し、臨時列車を担当する行路が確定し準備ができ次第、改めて8月分の勤務指定表にて勤務を発表するとあった。

空欄での勤務指定は憲法第25条、労働基準法1条、15条と就業規則第55条の違反である。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催の場を設定すること。

### 記

1. 大阪第一・第二運輸所の運転科「8月分の運転計画見直しに伴う8月分の勤務指定方について」の掲示は5所統一なのか。
2. 「8月分の運転計画見直しに伴う8月分の勤務指定方について」の掲示で予備月となる者は、休日及び休暇、研修、出張等を除き一旦空欄で発表し、臨時列車を担当する行路が確定し準備ができ次第、改めて8月分の勤務指定表にて勤務を発表するとある、空欄での勤務指定は憲法第25条、労基法1条、15条と就業規則第55条違反である。空欄ではなく勤務を指定すること。
3. 空欄での勤務発表は、J R 他社（東日本会社、西日本会社）や J R 東海・来線では無い、J R 東海の新幹線乗務員職場だけである。今後、改善の考えはあるのか明確にすること。

4. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日の勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。憲法第25条第1項「すべての国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする根拠を明らかにすること。
5. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日の勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。労働基準法第1章1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなくてはならない」とする根拠を明らかにすること。
6. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日の勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。労働基準法第15条「使用者は、労働者に対し賃金・労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」となっている。就業規則第54条のどの部分が該当するか明らかにすること。
7. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日の勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。就業規則第55条「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する」となっている。就業規則第54条のどの部分が該当するか明らかにすること。

以上